

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	高校教育課	整理番号	1-2-1
許認可等の種類	高等学校と連携措置をとる技能教育施設の指定			
根拠法令条例等・条項	学校教育法第55条			
許認可等の概要	高等学校の定時制又は通信制課程に在学する生徒が都道府県教育委員会の指定する技能教育施設で教育を受けている場合に、高等学校の校長は一定の条件のもとに当該技能教育施設における学習を当該定時制・通信制の課程の教科の一部の履修として認めることができる。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定（法令等の規定において言い尽くされているため）</p> <p>[参考] 学校教育法施行令 (指定の基準) 第三十三条 指定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 設置者が、高等学校における教育に理解を有し、かつ、この政令及びこの政令に基づく文部科学省令を遵守する等設置者として適当であると認められる者であること。</p> <p>二 修業年限が一年以上であり、年間の指導時間数が六百八十時間以上であること。</p> <p>三 技能教育を担当する者(実習を担当する者を除く。)のうち、半数以上の者が担当する技能教育に係る高等学校教諭の免許状を有する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であり、かつ、実習を担当する者のうち、半数以上の者が担任する実習に係る高等学校教諭の免許状を有する者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は六年以上担任する実習に関連のある実地の経験を有し、技術優秀と認められる者であること。</p> <p>四 技能教育の内容に文部科学大臣が定める高等学校の教科に相当するものが含まれていること。</p> <p>五 技能教育を担当する者及び技能教育を受ける者の数、施設及び設備並びに運営の方法が、それぞれ文部科学省令で定める基準に適合するものであること。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	3か月			
期間の制定根拠	過去の事務処理実績から算出			